

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

布する。
平成十四年四月一日
秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 安田 幸男

目次

公営企業管理規程
秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程（七・企業局総務課）
秋田県企業局企業職員の子の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（八・企業局総務課）

公営企業管理規程

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十四年四月一日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 安田 幸男
秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程
秋田県企業局企業職員服務規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。
第七条の二の次に次の一条を加える。
（再任用職員に対する適用除外）

第七条の三 職員が退職に引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用される場合は、第三条第一項並びに第五条第二項及び第五項の規定は、適用しない。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田県企業局企業職員の子の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公

秋田県公営企業管理規程第八号
秋田県企業局企業職員の子の育児休業等に関する規程（平成十四年秋田県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

- 2 育児休業の承認を請求する場合において、両親が交互に育児休業その他の手段により当該育児休業に係る子を常態として養育するため職員が再度の育児休業を取得する予定があるときは、前項の育児休業承認請求書とともに育児休業計画書（様式第二号）を提出するものとする。
- 3 前項の規定により育児休業計画書を提出した者は、提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第三条中「前条」を「前条第一項及び第四項」に改める。
第四条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合
第九条中「一歳」を「三歳」に改め、同条第一号中「非常勤職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

第十三条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

別表中

4 育児休業の承認を取り消し、及び当該職員が当該取消しにより職務に復帰した場合	育児休業の承認を取り消す職務に復帰した（年 月 日）
---	----------------------------

4 育児休業をしている職員について当該育児休業	年 月 日	付けて請求のあった	年 月 日	付けて
-------------------------	-------	-----------	-------	-----

を
」

に係る子以外の子に係る 育児休業を承認する場合	た育児休業を承認する 育児休業の期間は 年 月 日 月 日とする
5 育児休業の承認を取り 消し、及び当該職員が当 該取消しにより職務に復 帰した場合（4の場合を 除く。）	育児休業の承認を取り消す 職務に復帰した(年 月 日)

た育児休業
請求のあつ
から 年

に於ける。

養育者「甲」は、「1歳」を「3歳」に「生じた日」の次に「を、(ウ請求に係る
 子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに
 当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間」を、
 養育者「乙」を養育者「丙」に、養育者「甲」を養育者「乙」に、養育者「乙」の次に次
 の一様式を加える。

様式第 2 号 育児休業計画書(第 2 条関係)

(A4判)

	年 月 日
秋田県公営企業管理者 様	
所 属 職氏名	印
職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 3 号の規定に基づき、再度の育児休業の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。	
1 育児休業の承認の請求に係る子	
子 の 氏 名	生 年 月 日 年 月 日生
2 請求者の育児休業計画	
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 度 の 育 児 休 業 請 求 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 配偶者の養育計画	
配 偶 者 の 氏 名	
養 育 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
子 を 養 育 す る た め に 利 用 す る 制 度 等	育児休業 その他() 育児休業以外の休業・休暇
4 備考	

(注)1 この計画書は、育児休業承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。

- 2 「育児休業請求期間」欄には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 「養育予定期間」欄には、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。
- 4 子の出生前にこの計画書を提出した場合における「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

購読料 発行 秋 田 県
一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田株式会社
電話(082)876686
FAX(082)876686
E-mail:matsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

